

## 定期監査の結果に基づく措置

(令和3年12月8日 実施)

福祉援護課

調査事項	行政財産目的外使用許可について
指摘事項	<p>行政財産目的外使用許可の使用料について、次の事項の事務処理が適正を欠くと認められるので、倉敷市財務規則に従い適正に処理されたい。</p> <p>(1) 令和2年度分は同年4月に調定し収納すべきところ、事務処理が著しく遅延し翌年度に行われていた。</p> <p>(2) 令和3年度分は同年4月に調定し収納すべきところ、事務処理が遅延し約半年後に行われていた。</p>
措置	<p>行政財産目的外使用許可に係る使用料の収納事務が遅延したことについては、担当者の交代などにより、事務の引き継ぎが十分に行われていなかったことが原因であるため、関係職員に対し再発防止に努めるよう指導を行いました。今後は、事務マニュアル等を作成し、確実に事務の引き継ぎを行い、倉敷市財務規則の規定に従い適正な事務処理に努めてまいります。</p>